

# 大東市「隣接地等取得費」補助事業のご案内



## 隣接地<sup>※</sup>を買い取る際に 最大50万円の 補助金が交付されます

※隣接地…対象者が居住する住宅地と2m以上境界を共有する土地で、50㎡以下の私有地をいう。



現住宅地

長屋等の隣の一室も対象

隣接地を取得したAさんに、補助金を交付

申込者が個人の場合

### 対象者

大東市に住宅の用に供する土地を所有する個人

### 対象地域

土砂災害特別警戒区域以外の地域

### 補助対象

①測量費用・明示費用 ②登記費用 ③不動産仲介手数料 ④不動産取得費用  
※隣接地上の建物取得に係る費用も含む

### 補助額

最大50万円  
①～③に係る費用の2分の1 に係る費用の10分の1（一戸建て住宅の場合）  
又は2分の1（長屋住宅の場合）

### 主な条件

買取後の土地が、大東市開発指導要綱に規定する敷地の規模を満たすこと  
長屋住宅については50㎡以上  
交付申込時において、隣接地および隣接地上の建物の所有権を所有し、所有権移転登記を完了していること

### 申請期限

所有権取得後、3か月を経過する日まで

必要な書類は裏面をご覧ください。

平成30年10月より

宅地建物取引事業者  
の方もご利用が可能  
になりました。  
詳しくは裏面に!!

さらにお得!



隣接地等取得費補助事業を利用される方には、  
**住宅ローン等の金利を引き下げ!**

枚方信用金庫の住宅ローン等を利用される場合は、金利を引き下げ等の優遇措置が受けられます。

詳しくは  
枚方信用金庫  
まで

あなたとともに あなたのために  
枚方信用金庫

問合せ先 大東市 都市経営部 都市政策課

☎ 072-870-0483

申込者が宅建業者の場合

- 対象者** 宅建業法の免許を受けて宅建業を営む者
- 対象地域** 土砂災害特別警戒区域以外の地域
- 補助対象** ①測量費用・明示費用 ②登記費用 ③不動産仲介手数料 ④不動産取得費用  
※隣接地上の建物取得に係る費用も含む
- 補助額** 最大50万円  
①～③に係る費用の2分の1 ④に係る費用の10分の1（一戸建て住宅の場合）  
又は2分の1（長屋住宅の場合）
- 主な条件**
  - 買取後の土地が、大東市開発指導要綱に規定する敷地の規模を満たすこと  
長屋住宅については50㎡以上
  - 交付申込時において、隣接地等の所有権を所有し、所有権移転登記を完了していること
- 申請期限** 所有権取得後、3か月を経過する日まで

申し込みに必要な書類

手続きの流れ

申込者が個人の場合

申込者が宅建業者の場合

—	宅建業者であることが分かる書類 (宅建業法による免許の写し)
現住宅地および隣接地等の所在地、位置関係および所有者が分かる書類 (公図および登記事項証明書等)	
現住宅地と隣接地が2メートル以上隣接していることが分かる書類 (現況写真等)	
補助対象者と現住宅地の所有者との関係が分かる書類(戸籍謄本等)※1	—
隣接地等について、補助対象者および補助対象者の配偶者の2親等以内の直系親族が所有していたものでないことが分かる書類(戸籍謄本等)	—
調査の同意書兼誓約書	
補助対象費に係る請求書、明細書および支払額を証する領収書の写し	
隣接地等の取得が完了したことを証する書類 (売買契約書の写しおよび登記事項証明書等)	

※1 補助対象者と現住宅地の所有者が同一の者である場合は除く

事前相談

交付申込  
(取得から3か月以内)

交付決定通知

補助金の請求

補助金の交付



まずはご相談ください↓↓↓

隣接地等取得補助事業に関する事 → 大東市都市経営部都市政策課 TEL 072-872-2181  
住宅ローン等に関する事 → 枚方信用金庫四条囀支店 TEL 072-877-1551

